

「コールリンクサービス利用規定」

1.（コールリンクサービスの内容）

この規定でいコールリンクサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当行に対し「コールリンクサービス申込書」による申込手続を完了した方（以下「利用者」といいます。）が、当行との取引に関するデータを、利用者があらかじめ当行に届け出たセンター（以下「端末側センター」といいます。）からA N S E R－C L Aセンターを経由して通信回線により授受するサービスをいいます。

2.（授受データの範囲）

授受データは、申込書により当行と契約した照会サービスおよび振込・振替サービスに関するデータとします。

3.（取扱要領）

データ授受を行うにあたっての取扱時間、データの仕様および通信上の規約等については、当行の定めによるものとします。

4.（照会サービス）

本サービスにおける照会サービスは、あらかじめ指定された照会対象預金口座の残高照会を端末側センターから行うことができるサービスです。利用者は、本人確認のための照会対象預金口座の店番号、預金種目コード、口座番号、照会用暗証番号および端末側センターを確認するためのA R S 番号等を、当行に対しあらかじめ届け出るものとします。

5.（照会サービスの受付等）

- 照会サービスを利用する場合は、照会対象預金口座の店番号、預金種目コード、口座番号、照会用暗証番号、その他必要事項を、当行の定める方法にもとづいて、端末側センターより入力してください。
- 当行が受信した照会対象預金口座の店番号、預金種目コード、口座番号、照会用暗証番号、A R S 番号等（以下これらを「暗証番号等」といいます。）が、届出の暗証番号等と一致した場合は、送信者を利用者とみなし応答します。当行が暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用・盗用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- 当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、利用者ご連絡することなく、その内容を変更または取り消すことがあります。

6.（振込・振替サービス）

- 本サービスにおける振込・振替サービスは、次の振込・振替取引を端末側センターから行うことができるサービスです。（24 時間利用をお申込の場合は以下①のみご利用いただけます。）利用者は、本人確認のための振込振替用暗証番号、利用者が振込・振替先を依頼の都度指定する場合に使用する確認暗証番号および発信元の端末側センターを確認するための接続電話番号、A R S 番号等を、当行に対しあらかじめ届け出るものとします。
 - 依頼日当日に、あらかじめ利用者が指定した利用者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引き落としのうえ、利用者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引
 - 依頼日の翌営業日以降 1 ヶ月以内の営業日で利用者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落のうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）
 - 前項における入金指定口座の指定は、都度利用者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うものとします。
 - 第 1 項の振込・振替取引は、次の各号の区分により取り扱います。
 - 支払指定口座と入金指定口座が同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座が同一店内にあっても名義異なる場合には、「振込」として取り扱います。
 - 支払指定口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取り扱います。
- （振込・振替取引の依頼）**

- 振込・振替サービスによる 1 件あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、あらかじめ利用者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- 振込・振替サービスにより振込・振替取引を依頼する場合には、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、預金種目コード、口座番号）、支払指定口座の店番号、預金種目コード、口座番号、振込・振替金額、振込振替用暗証番号、その他の所定の事項を、当行の定める方法にもとづいて端末側センターより入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。
- 当行が受信した振込振替用暗証番号、接続電話番号、A R S 番号等と届出の振込振替用暗証番号、接続電話番号、A R S 番号等との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コード等を端末側センターより入力してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。

8.（振込・振替契約の成立等）

- 依頼内容は、当行が受信した振込振替用暗証番号、接続電話番号、A R S 番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号（以下これらを「暗証番号等」といいます。）と届出の暗証番号等との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が暗証番号等の一致を確認して取り扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用・盗用および通信電文の盗聴・改ざん等の第三者による通信妨害その他の事故があっても、支払指定口座からの払戻しが有効に成立するものとし、また当該事故により生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り、当行は責任を負いません。
- 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を端末側センターに送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに約取引部店に照会してください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日）に、振込・振替資金、振込手数料（第 1 4 条第 2 項ただし書きの方法により支払うものを除きます。）（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引き落とすものとします。また、領収書等は発行しないものとします。
- 振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引き落としした時に成立するものとします。
- 前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
- 以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取り扱いはできません。
 - 支払指定口座が解約済のとき
 - 振込または振替の受付時（振込・振替予約の場合は、振込・振替指定日の前日）に、振込・振替資金等の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき
 - 利用者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が支払停止に係る手続を行ったとき
 - 差押え等やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの支払を不適當と認めたとき
 - 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき
 - その他当行が振込・振替サービスを停止すべきと判断する事由が生じたとき
- 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻しの手続により処理します。

9.（振込・振替依頼内容の変更、組戻し）

- 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の変更の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取り扱います。
 - 変更の依頼にあたっては、「振込組戻・変更依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - 当行は、変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。ただし、当行と利用者との間で、別途組戻しの手続を定めた場合は、当該手続により取り扱うこととします。
 - 組戻し依頼にあたっては、「振込組戻・変更依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、「送金・振込組戻代り金受取証」に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - 前 2 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
 - 「振込組戻・変更依頼書」および「送金・振込組戻代り金受取証」に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。
- （端末側センターからの振込・振替依頼の取消）**

- 振込・振替予約の場合には、依頼の取消の取扱については、前条に規定する方法の他、振込・振替指定日の前営業日までに限り、端末側センターより当行所定の方法により行うことができます。
- 前項の端末側センターからの依頼の取消の取扱については、第 8 条第 1 項および第 8 条第 2 項の規定を準用します。

1 1.（振込・振替サービスにおける取引内容の確認等）

- 24 時間利用をお申込の場合を除き、振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、端末側センターより、振込指定日から起算して 10 営業日、当行所定の方法によって照会することができます。

- 振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。
- 24 時間利用をお申込の場合を除き、当行は、毎月の振込・振替取引について翌月上旬までに、その明細を記載した通知を発信しますので、取引内容を確認してください。
- 第 1 項、第 2 項および第 3 項の場合において取引内容に相違があるとき、または第 3 項の場合において通知が届かないときは、ただちにその旨をお取引部店に連絡してください。

1 2.（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について、第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は、利用者が負うものとします。

1 3.（問題の解決方法）

データ授受およびその内容に関して、利用者と同行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録に基づき、問題の解決にあたるものとします。

1 4.（手数料）

- 本サービスの利用に際しては、当行所定の取扱手数料をいただきます。取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ利用者が指定した手数料引落口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。
- 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。ただし、その支払については、当行が認める場合において、当行所定の日に一括して、前項の手数料引落口座から自動的に引き落とす方法によることができます。
- 第 9 条第 1 項に規定する変更の受付にあたっては、当行所定の変更手数料をいただきます。
- 第 9 条第 2 項に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。

1 5.（利用内容・届出事項の変更）

- 本サービスの利用内容を変更する場合、その変更内容を「コールリンクサービス申込書」により当行に届け出るものとします。
- 本サービスの利用内容の変更は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。
- 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、その変更内容を、直ちに当行所定の書面により当行に届け出るものとします。
- 第 2 項の手続完了の前、もしくは前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 第 3 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

1 6.（災害等による免責事項）

次の各号の事由により発生した本サービスに係る障害（本サービスの利用不能、もしくは振込・振替金の入金不能、入金遅延等）があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
- 当行の真によらず、回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき
- 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

1 7.（解約等）

- 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、「コールリンクサービス申込書」により当行に届け出るものとします。また、利用者は、解約後ただちに当行に対して未払取扱手数料を支払うものとします。
- 本サービスの利用契約の解約は、当行の手続が完了したときから効力を生じるものとします。
- 第 2 項の手続完了の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 利用者による次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときには、当行が利用者によるその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 住所変更の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行において利用者の所在が不明となった場合
- この契約が解約等により終了した場合には、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を行う義務を負いません。

1 8.（反社会的勢力の排除）

利用者は、次の①の各号いずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも当行は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

- 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を 流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

1 9.（サービスの廃止）

当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、利用者は当行に対し一切の異議を申し立てないこととします。

2 0.（準拠法と管轄）

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引部店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

2 1.（規定の準用）

- この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定により取り扱います。
- 振込取引に関する振込通知発信後の取扱で、この規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

2 2.（規定の変更等）

民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

2 3.（契約期間）

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して 1 年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されることとします。継続後も同様とします。

2 4.（顧客情報の取り扱い）

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また当行は、法令、裁判手続その他法的手続または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

（当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772）

以上 [2 0 2 3 年 1 2 月現在]